

## 鳥取県立倉吉体育文化会館 利用料減免取扱要領

### 1.専用利用における使用料の減免

- (1)専用利用の利用料の減免を受けようとする者は、鳥取県立倉吉体育文化会館倉吉スポーツクライミングセンター申込書（兼利用料減免申請書）及び確認資料を許可申請の際に施設長に提出しなければならない。
- (2)施設長は、前項により許可した場合、鳥取県立倉吉体育文化会館利用通知書（兼利用料減免承認書）を交付するものとする。

### 2.クライミングセンターにおける利用料の減免

クライミングセンターの利用料の減免を受けようとする者の手続きは 次の方法で行うものとする。

- (1)鳥取県強化選手指定証及び鳥取県強化指導者指定証(以下「指定証」という)の発行による減免許可
- ①指定証の発行を受けようとする者は、鳥取県山岳・スポーツクライミング協会の強化指定を受けなければならない。
- ②施設長は前項の規定により認定を受けた者に、指定証の発行をするものとする。
- (2)障がい者利用による減免の許可
- ①会員申込時に確認資料(障害者手帳等)の提示により、減免表示のある会員証の発行をもって減免を許可するものとする。
- (3)70歳以上の利用者による減免の許可
- ①会員申込時に確認資料(免許証または保険証)の提示により、減免表示のある会員証の発行をもって減免を許可するものとする。

### 3.個人利用（体育館）における利用料の減免

個人利用の減免を受けようとする者の手続きは次の方法で行うものとする。

- ① 学生以下、70歳以上、障がい者が利用する場合は、事務所窓口にて学生証、免許証、障がい者手帳等提示し、職員が減免であると確認後、減免を許可するものとする。

#### 4. 減免条件および減免率

## 鳥取県立倉吉体育文化会館の利用料減免の取扱要領

公益財団法人 鳥取県体育協会

減免事由	減免率
一 施設使用料	
1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童、生徒又は学生が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事（学年（これに相応するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。）又は生徒等の作品の展示等の文化芸術に関する行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。）のために利用するとき。（県内のものに限る。）	
(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が利用するとき。	10／10
(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校が利用するとき。	10／10
(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設が利用するとき。	10／10
(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項の規定する保育所が利用するとき。	10／10
(5) 教育に関する活動を行う団体であって知事が定める基準に該当するものが利用するとき。 ア 中学校文化連盟（市町村単位以上のものに限る。） イ 高等学校文化連盟（市町村単位以上のものに限る。） ウ 小学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。） エ 中学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。） オ 高等学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。） カ 私立幼稚園協会 キ 書写書道教育研究会	10／10
2 小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。	
(1) 全県の児童・生徒を対象とする場合	10／10
(2) 郡市単位以上の児童・生徒を対象とする場合	1／2
3 芸術文化団体その他の団体が文化の振興のために行う講演会、講習会、展示会等（実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。	
(1) 全県的組織の芸術文化団体及び社会教育団体が利用するとき。	10／10
(2) 郡市単位以上の芸術文化団体及び社会教育団体が利用するとき。	1／2
4 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者	

保健福祉手帳の交付を受けた者、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者、その他知事が定める基準に該当する心身に障がいを有する者又は特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けた者（以下「障がい者等」という。）及びその介護者が体育館を利用するとき。	
(1) 身体障害者手帳の交付を受けた者が一般利用するとき。	10 / 10
(2) 療育手帳の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10 / 10
(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10 / 10
(4) 知事が定める基準に該当する心身に障がいを有する者が一般利用の方法で利用するとき。 ア 児童相談所長又は知的障害者更生相談所長が知的障がい者（児）として判定し、証明書を交付した者 イ 児童相談所長が、児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 48 条第 3 号に定める自閉症を主たる症状とする児童であって、病院に収容することを要しないと認め、証明書を交付した者 ウ 小学校長又は中学校長が、「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」（昭和 53 年 10 月 6 日付文初特第 309 号文部省初等中等教育局長通達）の第 1 の 8 に規定する児童又は生徒として認め、証明書を交付した者（知的障がい、病弱等に伴って情緒障がいを有する者）	10 / 10
(5) 障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者が一般利用するとき。	10 / 10
(6) 特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けた者が一般利用するとき。	10 / 10
(7) (1)～(6) の介護者（障がい者等 1 名につき介護者 1 名）が一般利用するとき。	10 / 10
(8) 障がい者等及びその介護者（障がい者等 1 名につき介護者 1 名）が社会参加を目的とし、専用利用の方法で利用するとき。 ア 利用者のうち、1/2 以上が障がい者等の場合 イ 利用者のうち、1/2 未満が障がい者等の場合	10 / 10 1 / 2
5 幼児、児童、生徒又は学生が専用利用（利用しようとする日（当該利用が 2 日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。）の 6 日前から利用日までの間における申込みに係るものに限る。）をするとき。 (全体の利用者に占める県内の生徒等の人数の割合が 2 分の 1 以上であるものに限る。)	10 / 10
6 70 歳以上の者が利用するとき。	
(1) 70 歳以上の者が一般利用の方法で利用するとき。	10 / 10
(2) 70 歳以上の者が社会参加を目的とし、専用利用の方法で利用するとき。 ア 利用者のうち、1/2 以上が 70 歳以上の者の場合 イ 利用者のうち、1/2 未満が 70 歳以上の者の場合	10 / 10 1 / 2
7 要介護者等及びその介護者が利用するとき。	
(1) 要介護者等及びその介護者（要介護者等 1 名につき介護者 1 名）が一般利用の方法で利用するとき。	10 / 10
(2) 要介護者等及びその介護者（要介護者等 1 名につき介護者 1 名）が社会参加を目的とし、専用利用の方法で利用するとき。 ア 利用者のうち、1/2 以上が要介護者等の場合 イ 利用者のうち、1/2 未満が要介護者等の場合	10 / 10 1 / 2
8 鳥取県が主催する県民スポーツレクリエーション祭で利用するとき。ただし、本大会の実施にかかるものとし、かつ実施競技団体長名で申請があったものに限る。	10 / 10

9	国体強化選手が一般利用でスポーツクライミングセンターを利用するとき	10 / 10
10	県在中のオリンピック強化指定選手が一般利用でスポーツクライミングセンターを利用するとき	10 / 10
11	体育の振興を目的とする県内の公共的団体が、スポーツクライミングの普及振興及び競技力の向上を目的としてスポーツクライミングセンターを使用するとき	10 / 10
12	その他体育及び文化に関する活動を推進するため、知事が特に必要があると認めたとき。 鳥取県が体育及び文化に関する活動を推進するために利用するとき。	10 / 10
二 設備使用料		
1	体育等設備に関する減免は次のとおりとする。 一の1～3、一の5～6、一の8、 <b>一の12</b> に該当する場合	10 / 10
2	その他設備に関する減免は次のとおりとする 一の1に該当する場合	10 / 10
三 暖房又は冷房に係る額並びに体育館の照明（知事が必要と認める照度以上の照明）に係る額に関する減免は、一の1に限るものとする		10 / 10